表 紙 含 : (13枚)

仕様書番号 :第E4-21号

作成年月日 : 令和4年12月6日 作成部隊名 : 関東補給処用賀支処

総務部管理課

 2
 3
 号
 建
 物
 壁
 紙
 張
 替

 仕
 様
 書

保存期間:5年(10.3.31まで保存)

件 名	2 3 号建物壁紙	張 替	図面番号	1 / 13
図面名称	表	紙	縮 尺	

仕 様 書

- 1 件 名
 - 23号建物壁紙張替
- 2 場 所

東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地

- 3 概 要
 - (1) 仮設足場、養生等 一式 (2) 壁紙張替 一式
- 4 履行期限(実作業)

契約日 ~ 令和5年3月31日(金)

(実作業 令和5年2月23日(木)から令和5年2月26日(日)を基準)

共 通 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 本仕様書に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)を準拠並びに官側の指示による。
- (2) 適 用
 - ア 本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する建築物等の工事及び修理に 適用する。
 - イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において 履行するものとする。
- (3) 用語の定義
 - ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側と の連絡調整を行う者をいう。
 - イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完成を確認 するために官側が指定した検査官が行う検査をいう。
- (4) 官公署その他への届出手続き等
 - ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要 な届出手続き等を遅滞なく行う。
 - イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ 監督官に報告する。

件 名	2	3	号	建	物	壁	紙	張	替	図面	番号	2 / 13
図面名称	共		通		仕		様		書	縮	尺	

ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要 な資機材、労務等を提供する。

(5) 書類の書式等

書面を提出する書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。

(6) 仕様書等の取扱い

ア 本仕様書は、工事及び修理の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

イ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が 漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係 法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日08時15分~17時00分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうけること。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受 注者の負担とする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気、ガス水道等 の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(11) 工事及び修理担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

- イ 現場代理人は、工事および修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。
- ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する ものとする。
- エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する 者が作業等を行う。

件 名	2	3 号	建物	壁 紙	張替	図面番号	3 / 13
図面名称	共	通	仕	様	書	縮尺	

オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(12) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。

(13) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置 を講じ事故防止に努める。

イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状 に復旧すること。

(14) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの 必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。

(15) 関連業務との調整

本工事及び修理とは契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合については、官側と協議しその指示に従うこと。

(16) 材料

ア 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」 という。)により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。

イ 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響 に配慮する。

ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

(17) 材料の品質等

ア 工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。 ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。

- イ 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督官に提出する。
- ウ 材料の色、柄等については、監督官の指示を受ける。
- エ 特記事項に定められた材料は、見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、 色合等について、あらかじめ監督官の承諾を受ける。

(18) 材料の検査等

現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した 材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないと監督官の指示 を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。

(19) 材料の保管

搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。

件 名	2	3 号	建物	壁 紙	張替]	図面番号	4 / 13
図面名称	共	通	仕	様	書	ž	縮 尺	

(20) 発生材の処理等

ア 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、本仕 様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合 は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

イ 発生材の処理は、次による。

- (ア) 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。
- (イ) (ア)以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し(A、B2、D、E票)を契約工期内に官側に提出するものとする。

(21) 提出書類

- ア 現場代理人等通知書
- イ 工程表
- ウ目誌
- エ 打合せ簿 (発生の都度)
- オ 材料搬入報告書(発生の都度)
- カ 施工体制台帳及び施工体系図(必要な場合)
- キ 発生材調書 (発生の都度)
- ク その他官側の指定するもの

(22) 写真撮影

工事及び修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳(A4版)に整理し、検査前に監督官に提出すること。

件 名	2 :	3 号	建物壁	紙張	替	図面番号	5 / 13
図面名称	共	通	仕	様	書	縮 尺	

特記仕様書

1 仮設作業

- (1) 足場は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うこと。脚立足場を基準とする。
- (2) 既存部分の養生は、ビニールシート等の適切な方法で行うこと。
- 2 撤去作業

撤去作業の際は、既存施設に損傷を与えないように十分に注意して作業を行い、万が 一損傷を与えた場合は、責任を持って復旧するものとする。

- 3 内装補修
- (1) 張付けは、壁紙を下地に直接張り付けるものとし、たるみ、模様等の食い違いのないよう裁ち合わせて張り付けるものとする。
- (2) 素地ごしらえは、B種とする。
- 4 使用材料は、下記の同等品以上とする。
- (1) 壁紙 量産品
- (2) ソフトビニル巾木 2×100
- 5 その他
- (1) 本修理が確実に完了した証明として機能補償は、自然災害を除き修理完了後一箇年とする。
- (2) 実作業は、令和5年2月23日(木)から同年2月26日(日)を基準とし、細部の日程は監督官の指示による。

Ī	件 名	2	3	号	建	物	壁	紙	張	替	図面	番号	6 / 13
	図面名称	特		記		仕		様		書	縮	尺	

















